

江東区からのお知らせ

第17号

令和6年7月発行：江東区都市整備部安全都市づくり課

トピック1

北砂ふれあい児童遊園の開園

令和4年度から令和5年度にかけて周辺住民の方と行った児童遊園ワークショップの結果を踏まえ、不燃化特区整備事業により創出された不燃化小規模空地を、区立児童遊園として整備しました。



北砂ふれあい児童遊園の様子

児童遊園ワークショップ（全3回）では、児童遊園のコンセプトや具体的な施設配置について、周辺住民の皆さまと検討しました。

児童遊園ワークショップの様子は、北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会から発行されている、まちづくりニュース27号および28号をご覧ください。



まちづくりニュース
第27号はこちら↑



まちづくりニュース
第28号はこちら↑

トピック2 地区計画改定に向けたアンケート調査票

令和2年に策定した、地区計画に続き、本地区における防災性の向上や良好な住環境形成、特色ある商店街づくりを促進するため、地区計画に新たなまちづくりルールの導入を検討しています。

そのため、現在地区計画としての導入を検討している地区にお住まいの方や土地・建物をお持ちの方へ、地区計画改定に向けたアンケート調査票を令和6年7月ごろに送付します。みなさまからのご回答、お待ちしております。

なお、検討結果については、令和6年10月ごろに地区計画の説明会を開催し、ご報告する予定です。

現行ルール		新たなまちづくりルール※	
ルールの内容	対象範囲	ルールの内容	対象範囲
建築物等の用途の制限	 地区全体  複合住宅地区	建築物等の用途の制限	 商店街地区
建築物の敷地面積の最低限度	 地区全体	壁面の位置と工作物の設置の制限	 主要生活道路沿道(構想線)
垣又はさくの構造の制限	 地区全体	街並み誘導型地区計画(建物形態の規制及び緩和)	 商店街地区
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	 地区全体

(※地区計画の導入については、今年度実施予定のアンケートの結果等を踏まえて決定する)

トピック3 無電柱化勉強会の開催

砂町文化センター通り、砂町銀座通りでの無電柱化を検討するため、勉強会を下記のとおり開催します。

■日時 令和6年7月18日(木) 19時45分～20時30分

※なお、同日19時から、北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会による、「第17回まちづくり協議会」が開催されますので、ぜひ併せてご参加ください。
※議事進行の都合等により、終了時間が前後する場合があります。

■場所 砂町文化センター3階
第2研修室
※会場位置図をご参照ください。

■当日の主な内容

- (1) 無電柱化の概要
 - ・江東区無電柱化推進計画
 - ・これまでの実施内容
 - ・砂町銀座通りでの将来像
- (2) 参加者意見交換



トピック4

不燃化建替えによる耐火性能の向上 に対する助成金のお知らせ

令和8年（2026年）3月まで

不燃化特区内において、一定の要件を満たした老朽建築物を除却し、耐火に関する性能を向上させる建替えを行う場合に、建築工事費の一部を助成します。

助成内容

- ・建替え前後の耐火物の“耐火に関する性能の差”
 - ・建替え後の建築物の“地上1階から3階までの床面積”
- （例）

耐火に関する性能の差		建替え後の建築物 地上1階から3階までの 床面積	建築工事費の助成額
建替え前	建替え後		
木造建築物等	準耐火建築物等		705万円
木造建築物等	耐火建築物等	100m ² 以上～110m ² 未満	76.7万円
準耐火建築物等	耐火建築物等		62万円

※助成額は令和6年4月1日時点のものです。変動する可能性があります。

※建替え前の建築物の耐火に関する性能については、申請前に書類等をご確認の上、必ず事前にご確認ください。

助成対象建築物

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①建替え前：耐用年数の3分の2を経過している建築物
- ②建替え後：建替え前の建築物よりも耐火に関する性能が向上していること

助成対象者

- ・土地所有者 / 住民税を滞納していない方

支援内容の詳細は
こちら↓



詳しくは、江東区 HP をご参照のうえ、
裏面に記載のある、不燃化相談ステーションにご相談ください。

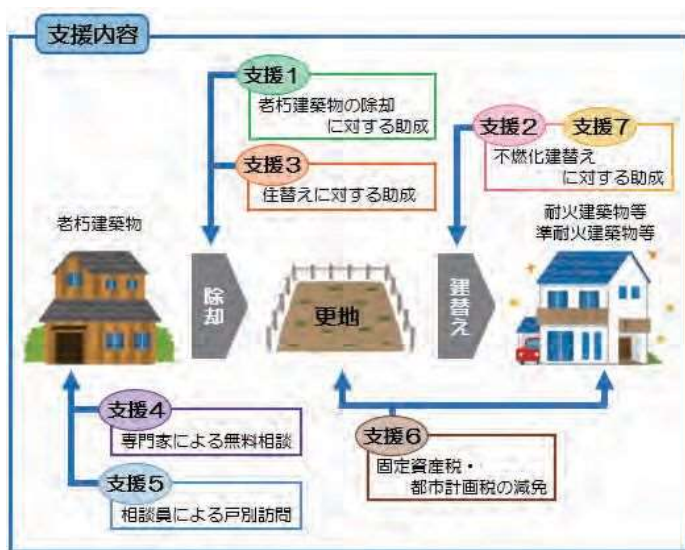
＼申請期限が迫っています！／

トピック5 不燃化特区支援制度 終了のお知らせ

北砂三・四・五丁目地区では、不燃化特区支援制度を行っています。

制度の利用については、期限が**令和8年（2026年）3月まで**となり、令和8年2月28日までに、助成金交付決定通知書を受ける必要があります。なお、建築物の除却前に最初の申請をする必要があります。

下記7つの支援制度については、不燃化相談ステーションにて、利用のお手伝いをさせていただきます。是非、ご相談ください。



詳しくは、江東区 HP をご参照のうえ、不燃化相談ステーションにご相談ください。



不燃化相談ステーション

不燃化相談ステーションでは不燃化特区支援制度のご案内や申請に必要な書類のご説明などをお手伝いしています。※不燃化相談ステーションのご利用は無料です。お気軽にお問い合わせください。

（開設時間） 10時00分～18時00分

（定休日） 水、日曜日及び祝日、年末年始等

（住所） 〒136-0073 江東区北砂四丁目24番3号宗清水ビル2階

（TEL） 03-6666-0580

（FAX） 03-6666-0521



このお知らせに関する問い合わせ先

江東区 都市整備部 安全都市づくり課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

E-mail: [hunenska@city.koto.tj.jp](mailto:hunenka@city.koto.tj.jp) / TEL: 03-3647-9491 (直通)

FAX: 03-3467-9009